

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	法令の番号	昭和42年法律第149号	
不利益処分の種類	保安機関の保安業務の実施命令又は保安業務の方法の改善命令	根拠条項	第34条第3項	
処分基準	保安業務を行うべき場合において、その保安業務を行わず、又はその方法が適当でないとき			
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	交付機関	目次NO
		危機管理防災課	危機管理防災課	64～